

② 令和3年度 放課後児童クラブ入所を受け付けます

各小学校の児童クラブでは、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的として、家庭で保育を受けられない児童をお預かりします。

入所基準 共働き、疾病・障害等、家族の看護・介護、出産、その他特別な理由

申込方法 申込書に必要事項を記載のうえ、保育できない証明書等(保護者数分)を添付して窓口で直接お申し込みください。申し込みに必要な書類は、子ども福祉課、各支所福祉課に用意してあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。(市ホームページ⇒「放課後児童クラブ」で検索)

※FAX や郵送では申し込みできません。

申込期限 11月2日(月)～30日(月)

※受付期間内の申し込みで定員に達した場合は、受け付け期間終了後に申し込みをした方は入所できませんのでご注意ください。

次の日程で日曜開庁をします。

※本所のみ 11月8日(日)・29日(日) 午前8時30分～正午

申 子ども福祉課 各支所福祉課

問 子ども福祉課(内線 165)

③ 事業系ごみは自己処理が原則です

事務所、店舗などの事業所から出たごみは、「事業系ごみ」として、事業者の責任で適正に処理することが法律により義務づけられています(廃棄物の処理および清掃に関する法律 第3条第1項)。

事業活動に伴って出るごみは、「質」や「量」にかかわらず「事業系ごみ」となりますので、「家庭ごみ」とは異なり市では収集しません。

「事業系ごみ」は自らごみ処理施設等に持ち込むか、または収集運搬の許可業者に委託して処理することになります。

なお、住宅と併設されている事業所(住まいと事業所が一緒)については、家庭から出るごみは「家庭ごみ」として、事業活動から出るごみは「事業系ごみ」としての処理をお願いします。

問 環境保全課(内線 127)

④ 法律と登記等に関する無料相談会を開催します

日時		内容
11月17日(火)	午前10時～午後3時 (正午～午後1時を除く)	登記等に関する相談: 司法書士 <small>おくむら ひろし</small> 奥村 洋史さん
11月26日(木) 12月17日(木)		法律相談: 元大学教授 <small>やまぐち やすお</small> 山口 康夫さん
12月28日(月)		登記等に関する相談: 司法書士 <small>にしまぎ まさこ</small> 西間木 雅子さん

場所 笠間市消費生活センター 地域交流センターともべ  内(笠間市友部駅前1-10)

内容 ・相談は1件あたり1時間程度です。

・お受けできるのは相談のみで案件を依頼することはできません。

・すでに弁護士に依頼している案件、係争中や同一案件の繰り返し利用はご遠慮ください。

対象 市内在住の方

定員 各日4名(要予約、先着順)

申込方法 事前に電話でお申し込みください。

申・問 笠間市消費生活センター TEL 0296-77-1313